

小樽市水道局からのお知らせ

建物を解体・撤去する場合

解体時（トイレや台所他の排水設備を撤去する場合は）撤去したままの状態
放置すると、下水道本管に土砂が流入し詰りの原因となるため、排水先の管口に
必ず「キャップ止め」し、施工位置の図面と完了写真を水道局に提出して下さい。

また、水道を使用しない場合は、給水管を本管から切り離す必要があります。

これら工事は事前に水道局へ工事申請が必要となるので、小樽市指定の下水
道工事店・給水装置工事業者に依頼願います。（有圧給水管を折損した場合、
修繕費用は原因者負担となります。折損防止のためにも水道局に申請願います。）

